

社会保険労務士せのサポが毎月発行しています

経営と労務の
お役立ち情報

せのサポ定期便



平成 22 年 (2010 年) 11 月 1 日 発行 VOL.25

平成 22 年 第 25 号

《11月の労務・税務カレンダー》

- 最低賃金が変わっています
岡山県 683円(H22.11.5 より)
広島県 704円(H22.10.30 より)
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
10日まで。郵便局または銀行
- 健康保険・厚生年金保険料の納付
30日まで。郵便局または銀行
- 個人事業税の納付<第2期分>
30日まで。郵便局または銀行

事/務/所/日/誌

No.27

●「労働時間と賃金支払いセミナー」に参加

10月9日、岡山商工会議所で開催された岡山県社会保険労務士会主催、中川恒彦先生講師による「労働時間と賃金支払をめぐる法知識と実務」へ参加しました。

中川恒彦先生は、著書も多く出されており、独特の切り口は、目からウロコの連続。労働時間、賃金支払い等の実務でよく問題となる部分を、わかりやすく、お話しいただきました。

●「法定保護情報講習」の講師を務めました

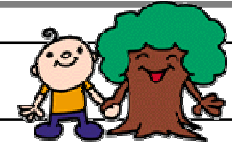
福山市の事業組合様で、外国人研修制度を利用し来日されている外国人の方向けの講習の講師を務めました。これは、7月1日改正の入管法に基づくものです。

●「緊急雇用対策訓練」の講師を務めました

人事労務管理について、11月より5回シリーズで講師を務めることになりました。



労務の森



◆冊子「中小企業の人材確保・育成 10カ条」

東京商工会議所が中小企業の経営者が人材確保・育成などに取り組むうえで重要と思われるポイントをまとめた「中小企業の人材確保・育成 10カ条～企業成長の源泉は人材にあり」という小冊子を発表しました。

日本では雇用の7割近くを中小企業が担っていると言われていています。しかし、労働条件などの平均値を見た場合に大企業と比べて見劣りすることが多いため、採用などの労働市場で苦戦を強いられているケースが多くあります。

◆10カ条の内容は？

発表されたこの冊子では、「人材の確保・育成は経営の存続とともに最大の経営課題」と位置付け、人材の確保・育成、評価・処遇や企業風土や組織構造といった観点から、経営者が取り組むうえで重要と思われるポイントがまとめています。

10カ条の内容は次のとおり。

- (1)「働くことが楽しくなるような事業分野で勝負」
- (2)「明確な方針をわかりやすく伝えよ」
- (3)「トップが先頭に立って必死で育てる」
- (4)「採用ミスは致命傷」
- (5)「人が育てば企業も育つ」
- (6)「部下の育成は仕事の一部」
- (7)「制度や仕組みだけでは動かない」
- (8)「中小企業らしさに誇りを持つ」
- (9)「真似ずに学べ」
- (10)「経営者は教育者」

この冊子のダウンロードはこちらより↓

<http://www.tokyo-cci.or.jp/chusho/10kajou/index.html>

(日本法令SJS「社労士情報サイト」事務所だよりから抜粋)

お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

受付時間●毎日・午前9時～午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

「自分を認めることで人は成長する」

「パーソナルポートフォリオ」というものがあります。ポートフォリオとは「紙挟み」を意味します。

教育界にも応用され、自分が生み出したいろいろなものをクリアファイルに綴じて残すという意味でつかわれるようになりました。

福井県鯖江市小学校教諭、岩堀美雪先生のインタビュー記事(雑誌「致知」9月号)より紹介します。

「パーソナルポートフォリオは、頑張ったマラソンや縄跳びのカード、友達からもらって大切にしている手紙などを入れて、後でパラパラと振り返ることで自分を大切にすることにつながる」。ある本に書かれていた数行の言葉に感銘を受けた岩堀さんは、早速、子供たちに試してみます。

すると、子供たちに劇的な変化がみられました。

自分が残した足跡を見ながら、成長した部分に気づき、いまの自分を認めることができ自分を大事にするようになったからです。

この「自分を認める」ということは、人が成長するために必要な要素であり、これがあれば人は自然に成長するのだそうです。

なぜ、人は自分を好きになるだけで変わるのでしょうか。岩堀さんはこう答えます。

「人間には所属欲求というものがあります。ある集団で自分の居場所を確保したいという欲求は、時に生存欲求より強くなります。子供たちがいじめによって自分の居場所を確保できず、死を選ぶのもそう。」

まず、自分で自分を認める自己肯定感を持つこと、それが私たちを成長させる力の「源泉」です。

●社長さん・総務のための知っておきたい「助成金 ONE POINT！」

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

平成22年9月に新設されたばかりの助成金です！

●概要

卒業後3年以内の方で、ハローワーク所長が認める者をハローワークの紹介により有期雇用(原則3ヶ月)で育成し、正規に雇入れたとき支給

◆受給できる事業主

- (1)雇用保険の適用事業主
- (2)高校・大学等を卒業後3年以内、就職活動を継続中、既卒者求人を出している
- (3)ハローワークからの紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として雇入れ、その後に正規雇用

◆対象となる者の条件

- (1)平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定
- (2)卒業後安定した職業についての経験がない(1年以上継続し同一事業主に正規雇用経緯なし)
- (3)40歳未満
- (4)ハローワーク所長が認める者

◆支給額

- (1)有期雇用期間(原則3ヶ月) 対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- (2)有期雇用終了後の正規雇用で雇入れ 対象者1人につき50万円(雇入れから3ヶ月経過後に支給)

◆社労士からのワンポイント！

他に「3年以内既卒者採用拡大奨励金」があります。

こちらは大学卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人を正規雇用した場合に支給されます。支給額は、正規雇用で雇入れてから6か月後に100万円です。

事前にハローワークへ卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人票をあらかじめ出しておく必要があります。

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに、見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>